

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

奈良4区 日本共産党 山崎たよ

1. 「情報・コミュニケーション法」の制定について

言語、コミュニケーション、情報などの定義、権利規定を明確にし、明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ人たちの基本的人権として、あらゆる場面で、情報・コミュニケーションを保障するための法整備が必要です。

2. 「手話言語法」の制定について

唇の動きや筆談等でも相手の意思を理解することが可能ですが、様々な手段を講じて正確でスピーディーな意思疎通ができるなら、障害者の満足度も高まります。手話は「言語」であり音声言語と同等であることを理解し、もっと手話を身近なものとして理解する必要があります。手話言語法の制定を急ぐため頑張ります。

3. 聴覚障害認定の基準について

聴力障害の認定基準の70デシベル以上をWHO基準の41デシベルまで緩和することを求めます。「70デシベル」の基準を厳格に適用することによって実際の難聴が見逃されることのないよう、等級および障害程度区分の撤廃が困難な場合でも、より軽度の20～40デシベルの難聴者等も必要に応じて福祉サービスを受けることができるようにすべきです。

4. 手話通訳者の身分保障について

手話通訳士は専門職ですが、ボランティア感覚での業務として対応されてきました。その高い専門性に見合った身分保障が必要であり、地方自治体でも正規職員として働けるよう要求します。

5. 手話通訳制度における資格について

手話通訳者は社会にとって大切な専門家です。手話通訳者を利用できるか否かで、聴覚障害のある人にとって生活を大きく左右します。専門性にふさわしい国家資格を与えることが必要です。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

障害者雇用促進法は、求人や採用などで、障害を理由とした差別的扱いをしてはならないとされています。聴覚障害者の面接の際には、求人側、障害者双方に「過重な負担」とならないよう指針に適切な方法をとるよう明記すべきです。

7. その他

障害者基本法は「共生社会の実現」を目的に盛り込んでいます。また、言語に「手話」明記するなどの前進がありました。今後は、地域格差をなくし、すべての障害者福祉を前進させるためにがんばります。

